

# 第15回佐賀市景観審議会

## 会議資料

日時：令和4年7月22日（金）15：00～

会場：佐賀市役所 本庁舎6階西側 入札室

佐賀市 建設部 建築指導課

## 佐賀市景観審議会委員名簿

(50音順)

氏 名	役 職 等	専 門 分 野
有馬 隆文	佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授	都市デザイン
大江 登美子	洋画家・佐賀女子短期大学准教授	美 術
大森 洋子	久留米工業大学 建築設備工学科 教授	都市計画
角本 志保	フリーアナウンサー	まちづくり
包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授	緑地景観
北島 智美	(一社)佐賀県建築士会 委員	建築(設計)
倉本 梨代	カラーコーディネーター・日本色彩学会会員	色 彩
幸尾 孝之	佐賀県屋外広告美術協同組合 相談役	屋外広告物
古賀 香光	公募委員	—
福岡 桂	佐賀商工会議所 副会頭	地域社会
藤原 友子	九州陶磁文化館 学芸課長	歴 史
山口 和行	樹木医	環境緑化

敬称略

合 計 12人

任 期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

## 第15回佐賀市景観審議会 次第

日 時：令和4年7月22日（金）

15：00～

場 所：佐賀市役所本庁舎6階西側入札室

1 開会

2 現地視察

3 挨拶

4 会議の成立

5 会議の公開・非公開の決定

6 配布資料の確認

7 議題

佐賀市景観重要建造物の指定の一部解除について

8 報告

景観に関する市民意識調査について（経過報告）

9 その他

10 閉会

議題 佐賀市景観重要建造物の指定の一部解除について

1 指定解除対象樹木

平安山龍泰禅寺の樹木（松1本）

【所 在】 佐賀市赤松町45番、56番

【指定番号】 第1号

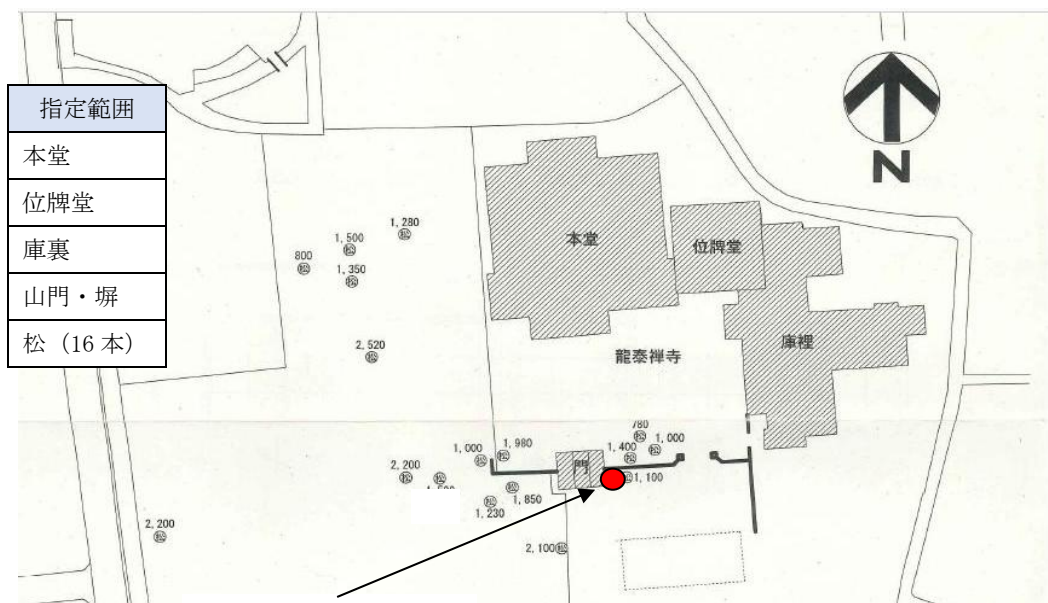
【指定年月日】 平成25年3月29日

【所 有 者】 宗教法人龍泰寺

位置図



配置図



指定解除対象樹木

## 2 これまでの経緯

年 月	内 容
令和2年9月	・台風による塩害被災
令和3年3月	・所有者から樹木伐採の相談 (伐採理由) 樹木が枯死し、倒木の危険性があり、傍近の山門を毀損させる恐れもあるため。
	・樹木医による調査診断 (調査診断の結果等) 下記3のとおり
令和4年3月	・造園業者から所有者に対する助言 (助言内容) 枯死による倒木の危険性があり、早期の伐採が望ましい。
	・所有者から樹木伐採の相談 (再)
令和4年4月	・所有者から指定の一部解除申出 (龍泰禅寺役員会の同意書付き)

## 3 樹木医による調査診断の結果等 (令和3年3月)

### (1) 調査診断者

山口和行 樹木医

### (2) 調査診断の結果

- ・枯れ枝が目立ち、弱っているが、枯死している状態ではない。
- ・近々での倒木の危険性は低い。
- ・支え柱の設置、活力剤による土壌改良等の樹勢回復処置により、樹勢が回復する可能性がある。
- ・樹木の伐採は、樹勢回復処置の結果を見てからでも遅くない。

### (3) 調査診断後の対応

早急な伐採は見送るが、所有者による支え柱等の大規模な樹勢回復処置を講じることは財政上困難であるため、できる限りの維持管理に努めながら、今後の対応方法について引き続き検討していくこととなった。

## 4 指定解除対象樹木の現在の状況



- ・緑の針葉はなく、枝が枯れている状態
- ・所有者による支え柱等の大規模な樹勢回復処置を講じることは、引き続き財政上困難な状況

佐賀市景観条例（抜粋）

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に係る手続）

- 第17条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、その所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員）の同意を得なければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。
  - 3 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表しなければならない。
  - 4 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

**報告 景観に関する市民意識調査について（途中経過）**

佐賀市景観計画の策定（平成24年度）から10年を経過し、前回の調査（平成30年度）から一定期間を経過したことを踏まえ、これまでの取組と課題を検証し、今後のより良い景観づくりに活かすことを目的に、景観に関する市民意識調査を実施した。

- 実施時期 令和4年6月17日から同年7月8日まで
- 対 象 ①18歳以上の佐賀市民 2,000人（条件付き無作為抽出）  
②佐賀市インターネット市政モニター（eさがモニター）登録者 1,060人
- 実施方法 ①郵送により調査票を送付し、返信用封筒にて調査票を回収した。  
②eさがモニター登録者に対し、調査票及び通知メールを送付し、ホームページ上で回答を得た。

**■景観に関する市民意識調査の結果（途中経過）**

**別紙資料**（会議当日に配布）